

令和 7 年 11 月 23 日執行予定

鳴門市長選挙及び鳴門市議会議員一般選挙

県選管指定の病院・老人ホーム・保護施設・身体
障害者支援施設・刑事施設・労役場・監置場・警察
留置場・少年院及び少年鑑別所における

不在者投票の手続要領

[凡例]

法……公職選挙法

令……公職選挙法施行令

鳴門市選挙管理委員会

目 次

一	不在者投票制度とは・・・・・・・・・・・・・・・・	1
二	不在者投票における留意事項は・・・・・・・・	1
三	県選管指定の病院、老人ホーム、保護施設及び身体障害者支援施設 における不在者投票	
1	どのような人が不在者投票をすることができるか・・・・・・・・	2
2	不在者投票のできる期間及び投票用紙等の請求の期間等は・・・・・・・・	2
3	投票用紙等の請求の方法は・・・・・・・・	3
4	投票用紙及び不在者投票用封筒の交付は・・・・・・・・	4
5	不在者投票管理者、立会人となる者は・・・・・・・・	4
6	投票記載場所の設備は十分に・・・・・・・・	6
7	投票の方法は・・・・・・・・	7
8	投票後の措置は・・・・・・・・	10
四	刑事施設、労役場、監置場、警察留置場、少年院及び少年鑑別所 における不在者投票・・・・・・・・	11
1	どのような人が不在者投票をすることができるか・・・・・・・・	11
2	投票用紙等の請求の方法は・・・・・・・・	11
3	不在者投票管理者は・・・・・・・・	11
4	その他・・・・・・・・	12
五	不在者投票に要した経費はどうなるか・・・・・・・・	12
六	その他注意する点は・・・・・・・・	12
	(様式例等)	
	投票用紙等の請求書(様式1)・・・・・・・・	14
	投票用紙等の請求書(様式1の記載例)・・・・・・・・	15
	不在者投票用内封筒(様式2)・・・・・・・・	16
	不在者投票用外封筒(様式3)・・・・・・・・	17
	不在者投票証明書用封筒(様式4)・・・・・・・・	18
	不在者投票証明書(様式5)・・・・・・・・	19
	投票用紙、不在者投票用封筒及び不在者投票証明書用封筒を入れる封筒(様式6)・・・・・・・・	20
	不在者投票に要した経費の請求書(様式7)・・・・・・・・	21
	不在者投票に要した経費の請求書(様式7の記載例)・・・・・・・・	22
	内訳明細書(様式8)・・・・・・・・	23
	依頼書(様式9)・・・・・・・・	24
	代理投票一覧(様式10)・・・・・・・・	25
	指定病院等における不在者投票のフロー等・・・・・・・・	26
	投票用紙及び不在者投票用封筒の請求書兼宣誓書・・・・・・・・	29

一 不在者投票制度とは

不在者投票制度とは、選挙の当日、一定の事由によって投票所におもむいて投票することができない選挙人又は身体に重度の障がいがある選挙人のために、投票日の前でも投票ができるように設けられた制度です。

この制度は、一般投票の例外として位置付けられるとともに、その投票が長期にわたって行われる関係上、その投票手続きについては政令等で詳細に規定されています。

このことは、選挙の公正を期するため、やむを得ないことであり、従来から各選挙を通じ、不在者投票管理事務の違法を原因とした争訟が多く提起され、選挙無効となった事例も散見されることにかんがみ、その事務及び管理に当たっては、法令に則った適正な処理によらなければなりません。

二 不在者投票における留意事項は

指定病院の院長、指定老人ホームの長等の方で不在者投票管理者となられる方々は、選挙が民主主義の根幹をなすものであるということを十分認識の上、公正な不在者投票管理に御協力をお願いいたします。

不在者投票の具体的な手続きについては、三以下で述べていますが、特に次の事項に御留意ください。

- ①不在者投票の事務を公正かつ適切に処理するため、前もって分担事務の処理について計画を立て、最もスムーズに事務の処理ができるように検討しておくこと。
- ②投票事務に当たっては、勘や過去の経験だけに頼らず、常にこの手続要領等を参考にして、適確に処理すること。
- ③選挙事務の管理執行に当たっては、投票の秘密保持を期し、また選挙人が投票しやすい環境づくりに配慮すること。なお、特に投票立会人の選任については、十分公正を期すること。
- ④不在者投票管理者、立会人及び代理投票補助者については、職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票偽造罪、立会人の義務を怠る罪等の罰則の適用があるので、これらの罰条にふれることのないよう十分注意すること。
- ⑤不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができないこと。

(注)「不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して」とは、不在者投票管理者が日常の職務上有する影響力を利用してという意味であり、例えば、病院長が一般に不在者投票の対象となる入院患者に対しその診療上の影響力を利用して選挙運動をすることは違反となるので注意すること。

三 県選管指定の病院、老人ホーム、保護施設及び身体障害者支援施設における不在者投票

1 どのような人が不在者投票をすることができるか(法49①、令55②④Ⅱ、介護保険法106、同法115)

県選挙管理委員会が指定する病院(介護老人保健施設・介護医療院を含む。)、老人ホーム、身体障害者支援施設又は保護施設(以下「指定病院等」という。)に入院又は入所している選挙人で、選挙の当日法第48条の2第1項各号の不在者投票事由に該当すると見込まれる者に限られます。

【不在者投票該当事由】

- ・疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であること
- ・用務又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること等

なお、指定病院等に入院又は入所している選挙人であっても、その指定病院等が選挙人の属する投票区の区域内にある場合で、かつ歩行が容易であるときは、不在者投票ができませんから、注意してください。

2 不在者投票のできる期間及び投票用紙等の請求の期間等は(令58①、令50、法270)

(1)投票のできる期間

令和7年11月17日から令和7年11月22日までの間6日間
(告示日の翌日) (投票日の前日)

(2)投票用紙等の請求の期間等

令和7年11月22日まで
(投票日の前日)

(3)投票のできる時間

投票のできる期間の午前8時30分から午後5時まで

3 投票用紙等の請求の方法は(令50)

投票用紙及び不在者投票用封筒を交付請求するには、次の二通りの方法があります。

- ①指定病院等の長又はその代理人(以下「指定病院等の長等」という。)が選挙人に代わって請求する場合
- ②選挙人が自ら請求する場合

どちらの場合でも指定病院等で投票することには変わりはありません。

なお、請求は選挙期日の告示前においてもすることができます。

(1) 指定病院等の長等が選挙人の依頼を受けて選挙人に代わって請求する場合(令50④)この場合は、「請求書」(14ページ様式1参照、別途交付)に必要事項を記入し、鳴門市選挙管理委員会の委員長へ直接又は郵便等をもって請求することになります。

「選挙人の依頼」を受けたことを証する書面を徴することは、法定されていませんが、選挙の効力に関する争訟や当選の効力に関する争訟の提起があった場合に、本人の投票意思等の確認に係る有力な証拠となるので、「依頼書」(24ページ様式9)により依頼を受けるようにしてください。

(2) 選挙人自身が請求する場合(令50①、令52)

この場合は、「投票用紙及び不在者投票用封筒の請求書兼宣誓書」に必要事項を記入し、(1)と同じ方法で選挙人が自分で請求することになります。

(注)入院又は入所している船員について(1)又は(2)の方法で請求するときは、併せて令第18条に規定する「選挙人名簿登録証明書」を鳴門市選挙管理委員会の委員長に提示しなければなりません(令50⑥)。

また、これらの船員については選挙人名簿登録地以外で総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長に対しても(1)又は(2)の方法で請求することができますが、その場合はさらに「船員手帳」を当該委員長に対して提示する必要があります(令51)。

なお、本県で指定されている市町村は、徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市と海部郡の全4市3町です。

(3) 点字で投票しようとする場合

指定病院等の長等が選挙人に代わって請求する場合は、投票用紙等の請求書(様式1)の備考欄に「点字」と記載してください。選挙人自らが請求する場合は、その際にその旨の申立てをし

てください。

4 投票用紙及び不在者投票用封筒の交付は(令53)

選挙管理委員会の委員長は、前記3の請求があった場合には選挙人名簿又はその抄本と対照し、不在者投票をする理由があると認めたときは、直ちに(選挙期日の告示日以前に請求を受けた場合にあっては選挙期日の告示日の翌日以後直ちに)請求の区分に応じてそれぞれ次の者に「投票用紙」及び「不在者投票用封筒」(内封筒1枚、外封筒1枚)(様式2、様式3参照)を交付します。

(1) 指定病院等の長等が選挙人に代わって請求した場合は、その長又はその代理人

この場合、指定病院等の長等は、直ちに当該選挙人に「投票用紙」及び「不在者投票用封筒」を渡してください。

(2) 選挙人自らが請求した場合は、その選挙人

この場合、「投票用紙」、「不在者投票用封筒」及び「不在者投票証明書(19ページ様式5参照)の入った封筒」(封筒の表面に“不在者投票証明書在中”と記載したもの。(18ページ様式4参照)が、別の封筒、表面に“投票用紙・不在者投票用封筒及び不在者投票証明書用封筒在中”と記載したもの。(20ページ様式6参照)に入れて送られてきます。

この「投票用紙、不在者投票用封筒及び不在者投票証明書用封筒」は、選挙人に絶対に開封させないでください。

5 不在者投票管理者、立会人等は(令55②④⑧⑨、令58①③、法49⑩)

投票は、不在者投票管理者の管理する投票の記載をする場所で、立会人の立会のもとに行わせなければなりません。

「不在者投票管理者の管理する」とは、不在者投票管理者が必ずしも不在者投票の行われる場所にいる必要はありませんが、常に不在者投票を管理できる(何かあればすぐ赴いて判断、指示できる)体制になければならないことを意味します。

(1)不在者投票管理者

ア 不在者投票管理者となる者は

病院の院長(介護老人保健施設の長を含む。)、老人ホームの長、保護施設の長、身体障害者支援施設の長
--

候補者となった場合又は外国人である場合は、不在者投票管理者となることができません。このような場合又は指定病院の院長、指定老人ホームの長等に事故があり、若しくは欠けた場合においては、その職務を代理すべき者が代わって不在者投票管理者となります。

なお、令和4年4月の制度改正により、病院の院長に代わって不在者投票管理者となる「その職務を代理すべき者」は、医師又は歯科医師に限られなくなりました。

イ 不在者投票管理者の職務とは

(ア) 不在者投票に関する手続きのすべてについて、最終的な決定権を持っています。

(イ) 不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、不在者投票事務全般を管理執行するのが役目です。

その担当する事務の主なものは、次のとおりです。

- ・選挙人に代わって投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求すること。
- ・交付を受けた投票用紙及び不在者投票用封筒を選挙人に渡すこと。
- ・投票用紙、不在者投票用封筒及び不在者投票証明書を点検すること。
- ・立会人を選び、不在者投票に立ち会わせること。
- ・不在者投票記載場所の設備をすること。
- ・代理投票の申請を受け、その可否を決定すること。
- ・投票の終わった不在者投票を送致すること。

(2) 立 会 人

ア 立会人となる者は

選挙権を有する者の中から不在者投票管理者が選んだ者

「選挙権を有する者」とは、年齢満18年以上の日本国民で公民権の停止を受けていない者という意味であり、選挙人名簿に登録されていることは要件ではありません。

人数に制限はありませんが、最低1人は必要です。

立会人は、不在者投票管理者、事務補助者及び代理投票補助者を兼ねることはできませんので、注意してください。

イ 立会人の職務とは立会人の職務とは

(ア) 投票用紙等の点検から送致のための受領に至る不在者投票のすべての手続きに立会し

各手続きが公正に行われているかどうかを確認すること。

(イ) 代理投票の際に、不在者投票管理者から意見を求められたときに意見を述代理投票の際に、不在者投票管理者から意見を求められたときに意見を述べること。

(ウ) 不在者投票用外封筒の表面に署名をすること。

立会人の立会なく行われた不在者投票は、無効であり選挙無効の原因となりますので注意してください。

(3) 事務補助者

ア 事務補助者となる者は

不在者投票管理者が選んだ者

イ 事務補助者の職務とは

不在者投票管理者のもとで、不在者投票を行う際の事務を取り扱うこと。

(4) 代理投票補助者

ア 代理投票補助者となる者は

**不在者投票管理者が、立会人の意見を聞いて、
本人の承諾を得て定めた者 2人**

イ 代理投票補助者の職務とは

選挙人から身体の故障や視覚障害によって公職の候補者の氏名などを自書できないとの申請があった場合に、

(ア) 代理投票補助者の1人が立会し、

(イ) 他の代理投票補助者が選挙人の指示する候補者の氏名を投票記載場所で記載し、これを「不在者投票用内封筒」に入れて封をし、さらに「不在者投票用外封筒」に入れて封をした後、その外封筒の表面の「投票者氏名」欄に選挙人の氏名を記載して直ちに提出すること。

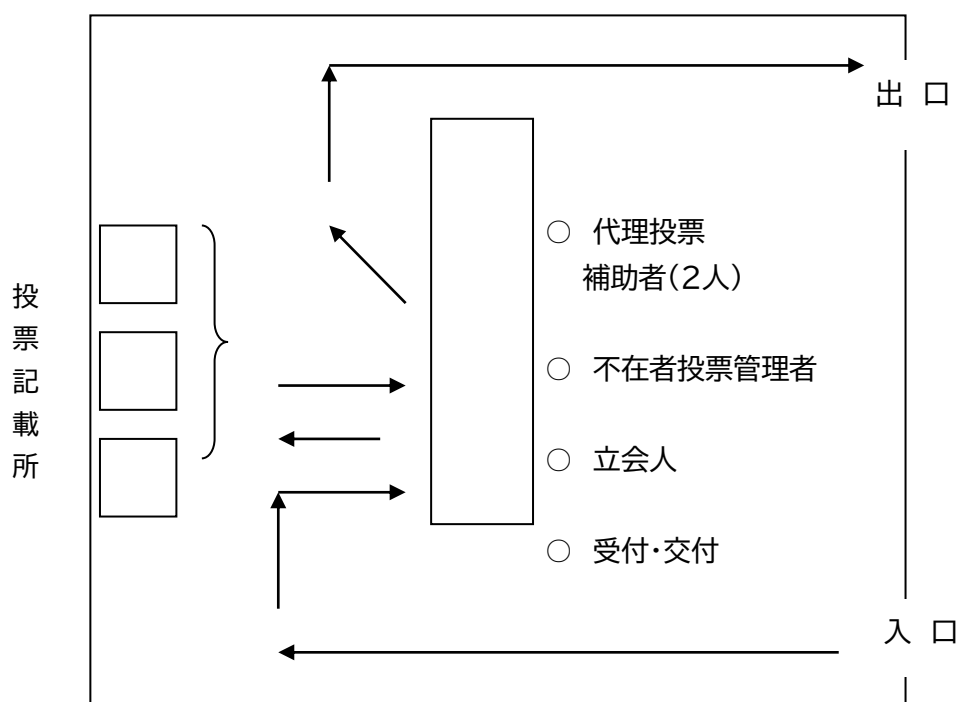
6 投票記載場所の設備は十分に(令58④、令32、法143③)

不在者投票管理者は、投票を記載する場所について、他人から投票の記載を見られること又は投票用紙の交換その他の不正が行われることがないよう、相当の設備をしなければなりません。

原則としてベッドの上では不在者投票をすることができませんが、重病人等歩行の困難な選挙人の投票については、不在者投票管理者の管理下で立会人の立会がある場合に限り、ベッドの上ですることでもあります。この場合においては、投票の秘密保持に十分注意を払い、投票の取扱いを慎重にしなければなりません。

なお、投票記載場所には公職の候補者の氏名等を記載したポスター等の文書は絶対に掲示しないでください。また、候補者の氏名等の掲示もできません。

(設 営 例)



◎ 選挙人の流れがよいように、人数制限等をして混雑防止に努めること。

※今回の投票では、「鳴門市長選挙」「鳴門市議会議員一般選挙」の2種類の投票用紙及び封筒がありますので、交付等の際に誤りのないように十分ご留意願います。

7 投票の方法は(令58、令56③④)

(1) 不在者投票をさせる前にしなければならないこと。

ア 投票用紙等の点検

不在者投票管理者は、選挙人にその「投票用紙」及び「不在者投票用封筒」を提示させ、所定のものであるかどうか、選挙人が本人であるかどうかを確認してください。

イ 公職の候補者の氏名等が記載してある場合

投票用紙にすでに公職の候補者の氏名等が記載してある場合は、不在者投票管理者は、選挙人に投票用紙等を返還し、鳴門市の選挙管理委員会の委員長または指定港の選挙管理委員会の委員長に、その投票用紙と引き換えに再交付の請求をさせた上、所定の不在者投票を行わせてください。

ウ 不在者投票証明書の点検

選挙人自らが投票用紙及び不在者投票用封筒を請求した者であるときは、「不在者投票証明書用封筒」をそのまま提出させ、その封筒が開かれていないかどうかをまず点検した後、封筒を開いて不在者投票証明書の記載内容を確認してください。

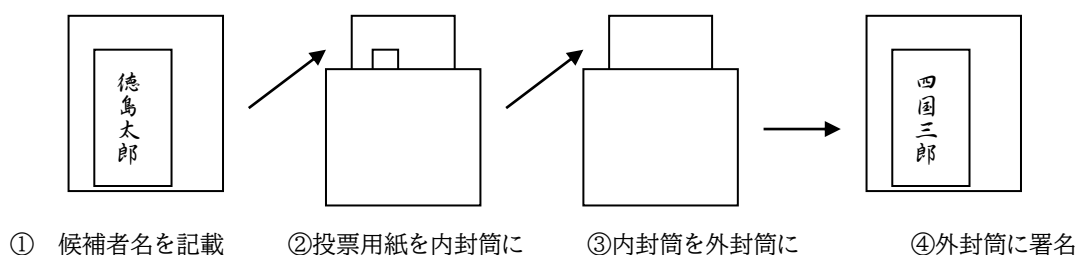
選挙人の提出した「不在者投票証明書用封筒」がすでに開かれているときは選挙人が誤って開いたかどうかを問わず、投票をさせることはできません。

(2) 投票するときの手続き

ア 普通の投票の方法

不在者投票管理者の管理する投票記載場所において、

- (ア)選挙人に投票用紙に候補者 1 人の氏名を記載させ、
- (イ)これをまず不在者投票用内封筒に入れて封をさせ、
- (ウ)さらに不在者投票用外封筒に入れて封をさせた上、
- (エ)不在者投票用外封筒の表面の「投票者氏名」欄に選挙人の氏名を記載させて提出させていただきます。



署名を忘れたり、選挙人本人以外の者が署名をしてはなりません。

また、署名の下に押印するとか、不在者投票用外封筒に印をもって封をする必要はありません。

なお、点字投票があったときの不在者投票用外封筒の表面の「投票者氏名」欄の署名は、投票用紙を損傷するおそれがあるため、不在者投票用内封筒を不在者投票用外封筒に入れる前に点字で打たせてください。

イ 特殊な投票(代理投票)(令58-3・4、令56-3・4、令41)

(7) 普通の代理投票

選挙人が身体の故障又は文字が書けないために、自分で公職の候補者の氏名等を記載できない場合には、自分に代わって他の人に候補者の氏名等を記載してもらうことができる。……これが代理投票です

[代理投票の方法]

選挙人から代理投票の申請

↓

選挙人について代理投票を認めるかどうかの判断(立会人の意見を聞く)

・代理投票を行った場合は、「代理投票一覧」(25ページ様式10参照)に必要事項を記載し、不在者投票管理者において保管しておくこと。

↓

不在者投票管理者による2人の代理投票補助者の選任(本人の承諾必要)

・代理投票補助者は、必ず立会人以外の者から選任する。(※立会人は他の職務と兼務ができない。)

↓

代理投票補助者のうち1人が立会のもとに他の1人が代理記載

・投票記載場所で選挙人の指示する候補者の氏名を記載する。
・選挙人の投票しようとする候補者の確認は、大声で行ったりせず、周囲の人にわからないように、投票の秘密の保持に注意すること。

↓

不在者投票用封筒に入れて封をする

・まず、不在者投票用内封筒に入れて封をし、さらに不在者投票用外封筒に入れて封をする。

↓

不在者投票用外封筒の表面に選挙人の氏名を記載

・不在者投票用外封筒の表面の「投票者氏名」欄にのみ選挙人の氏名を記載し、この場合は、外封筒の表面左下の「(代理記載人氏名)」欄には、何も記載しないでください。

↓

不在者投票管理者へ提出

(イ) 代理投票の仮投票

不在者投票管理者が立会人の意見を聞いて代理投票させるべきでないと決定した場合に選挙人がこの決定に不服であるとき、又は代理投票することについて立会人に異議があるときは、不在者投票管理者は、代理投票を申し立てた選挙人に仮に投票させなければならない。……これが不在者投票における代理投票の仮投票です

[代理投票の仮投票の方法]

不在者投票管理者は、まず普通の代理投票をさせた後、投票用紙に候補者の氏名を書いた代理投票補助者に、その代理投票補助者本人の氏名を不在者投票用外封筒の表面左下の「(代理記載人氏名)」欄に記載させて、これを提出させる。

8 **投票後の措置は**(令60)

不在者投票管理者は、「投票用紙」及び「不在者投票用内封筒」を入れた「不在者投票用外封筒」を受け取った場合は、次のとおり処理してください。

ア 不在者投票用外封筒の表面には、

(ア) 投票の年月日を記載する。

(イ) 投票の場所を記載する。

(ウ) 不在者投票管理者の職・氏名を記名する。(自署でなくゴム印でもよい。)

(エ) 立会人に署名させる。(必ず立会人に自署させなければならない。)

イ 「不在者投票用外封筒」を別の適当な封筒に入れて封をし(「不在者投票証明書」がある場合には、これも併せて入れて封をすること。)、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に記名して印を押してください。

ウ これを鳴門市選挙管理委員会の委員長に送致し、又は郵便をもって送付してください。

郵便の場合は、重要書類ですので書留等によって送付してください。

なお、不在者投票は、鳴門市の選挙管理委員会の委員長から、投票所を閉じる時刻までに投票管理者に送致されないときは受理されないことになりますので、時間的に余裕をみて、できるだけ早期に処理してください。

注)投票をしなかった者がある場合には、必ずその投票用紙も併せて返却してください。

四 刑事施設、労役場、監置場、警察留置場、少年院、少年鑑別所における不在者投票

1 どのような人が不在者投票をすることができるか(法49①、令55④ⅢⅣⅤ)

- (1) 刑事施設に収容されている者、労役場 若しくは監置場に留置されている者 又は留置施設に「 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 」第15条 第1項の規定により 留置されている者

これらの者で選挙権のある もの は、未決勾留されている刑事被告人及び被疑者、拘留の刑を執行されている者及び国際受刑者移送法第2条第9号に規定する受入受刑者若しくは監置に処せられた者、いわゆる選挙犯罪又は政治資金規正法に定める犯罪以外の犯罪により罰金の刑又は科料の刑に処せられ、これを完納することができないために労役場に留置されている者若しくは 監置場に留置されている者です。

- (2) 少年院に収容されている者又は少年鑑別所に収容されている者

少年院法による少年院に収容されている選挙人又は少年鑑別所法による少年鑑別所に収容されている選挙人です。

- (1)及び(2)に掲げる者が、選挙の当日に「収容されている」と見込まれる場合に限って認められます。したがって、解放される予定の者は除かれます。

2 投票用紙等の請求の方法は(令50)

不在者投票管理者である刑事施設の長、警察留置場の留置業務管理者、少年院の長、少年鑑別所の長又は婦人補導院の長は、刑事施設、労役場、監置場、警察留置場、少年院、少年鑑別所に収容されている選挙人の依頼があった場合においては、自ら又はその代理人によって、前記三の3の(1)の例によって投票用紙等の請求をすることができます。

また、前記三の3の(2)の例によって、選挙人が自ら請求することもできます。

3 不在者投票管理者は(令55④⑨)

- (1) 刑事施設、労役場、監置場又は警察留置場に収容・留置されている者の不在者投票については、その刑事施設の長、労役場若しくは監置場が附置された刑事施設の長又は警察留置場の留置業務管理者

(2) 少年院に収容されている者又は少年鑑別所に収容されている者の不在者投票については、その少年院の長又はその少年鑑別所の長

上記(1)、(2)に掲げる者に事故があり、又は欠けた場合は、それらの者の職務を代理すべき者が不在者投票管理者となります。

4 そ の 他

以上のほかは、前記三の「県選管指定の病院、老人ホーム、保護施設及び身体障害者支援施設における不在者投票」の例によってください。

五 不在者投票に要した経費はどうなるか

不在者投票に要した経費については、鳴門市が負担します。その請求は次の算式によって計算し、別紙の「請求書」(21 ページ様式7参照)、「内訳明細書」(23 ページ様式8)により、令和 7 年12月 10 日(水)までに次のところへ必着するよう請求してください。(不在者投票の送致時に同封してもかまいません。)

(1) 経費の請求額の算式 (不在者投票をした者の数×1,236 円)

※経費の積算人数は、不在者投票をした者の数であり、投票用紙の交付を受けた者のうち投票を行わずに投票用紙を選管に返還した者は含まれません。

また、選挙人が市長選挙及び市議会議員選挙の2つの不在者投票を行った場合であっても経費の交付対象となる選挙人の人数は1人として計算します。

(2)経費の請求書の送り先

〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜170 鳴門市選挙管理委員会事務局

六 その他注意する点は

(1) 不在者投票の手続を誤った場合は、不在者投票が無効となります。前記の諸事項を十分確認してください。

(2) 投票用紙の「請求書」(14 ページ様式1参照)は、ボールペンで明瞭に記載するようにしてください。「請求書」の住所欄は、各人ごとに市町村名から番地まで記載し、市町村名を省略す

ることがないようにしてください。

(3) 不在者投票に必要な投票用封筒(内封筒及び外封筒)は、次のとおり区別していますから間違わないようにしてください。

○市長選挙…あさぎ色地の封筒に黒字インク刷り

○市議会議員一般選挙…ピンク色地の封筒に黒字インク刷り

[備考]

不在者投票の手続等でご質問のある場合は下記までお問い合わせください。

鳴門市選挙管理委員会 電話 088-684-1694

不在者投票関連様式(指定施設用等)は、

鳴門市公式 Web サイト、くらしの情報→選挙→様式等のダウンロードからもダウンロードできますので、ご活用ください。

【URL】

<https://www.city.naruto.tokushima.jp/kurashi/senkyo/download.html>

請 求 書

記載例

住 所	選挙人氏名	投票区	名簿番号	生年月日	備考
〇〇市〇〇町××字 番地	〇〇 〇〇			M T S H 〇・〇・〇	
〇〇市〇〇町××字 番地	×× ××			M T S H 〇・〇・〇	点字
選挙人の住所・氏名・生年月日はお間違えのないよう正確に記載をお願いします。				M T S H . .	
				M T S H . .	
				M T S H . .	
				M T S H . .	
				M T S H . .	
				M T S H . .	
				M T S H . .	
				M T S H . .	
				M T S H . .	
				M T S H . .	

上記の選挙人は、令和7年11月23日執行の

鳴門市長選挙及び
鳴門市議会議員一般

選挙の当日、

当 〇〇病院 があるため、当 〇〇病院 において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第50条第4項(第51条第2項において準用する第50条第4項)の規定による依頼があったので、上記の選挙人に代わって、投票用紙(船員の不在者投票用紙)及び投票用紙用封筒の交付を請求します。

令和 〇 年 〇〇 月 〇〇 日

(住所) 〇〇市〇〇町〇〇丁目××

(職) 病院長 (氏名) □□ □□

鳴門市選挙管理委員会委員長 殿

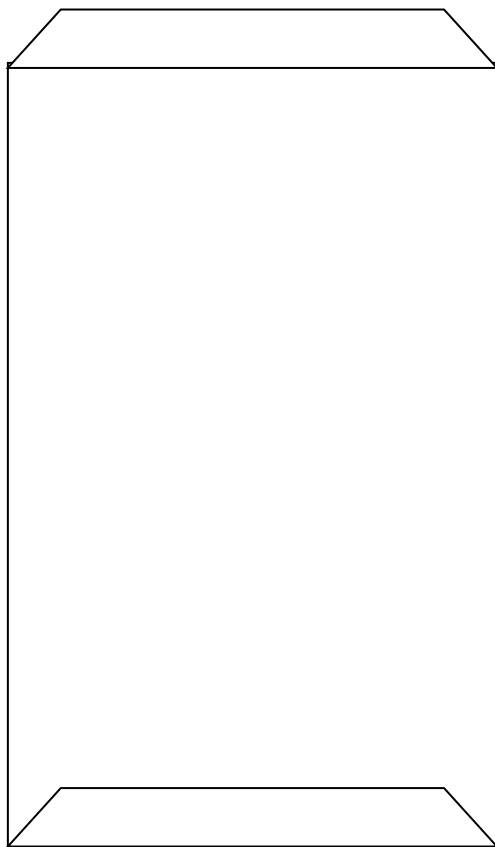
備考

- 選挙人から点字による投票の申立ての依頼があった場合は、備考欄に「点字」と記載すること。
- 選挙人の住所(選挙人名簿に登録されている住所)を十分確認し、正確な住所を記載すること。

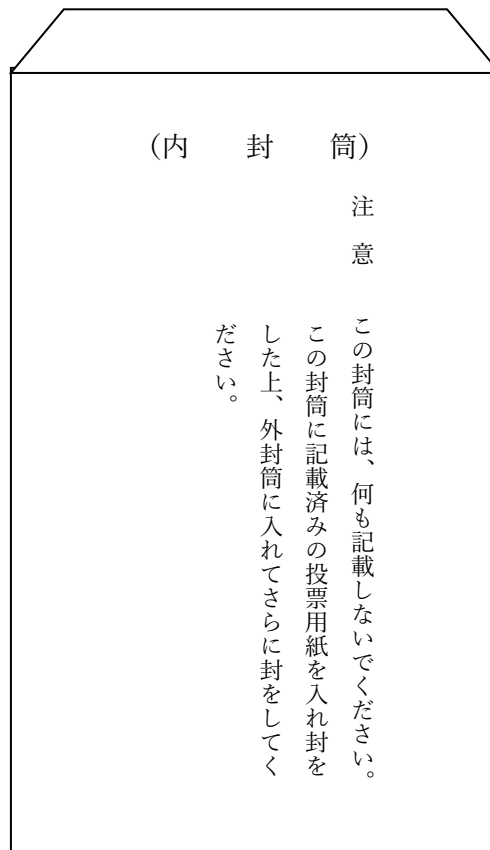
(様式2)

不在者投票用内封筒

裏



表



(様式3)

不在者投票用外封筒

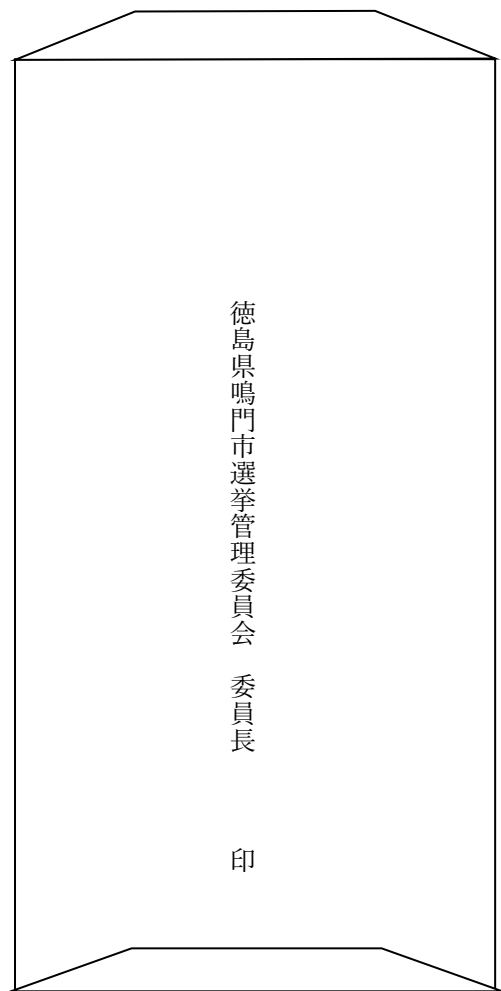
裏	表						
交付市町村名 交付年月日 令和 年 月 日 船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村名 県(都道府) 郡(市区) 町(村)	⑤鳴門市長選挙 ③ 投票年月日 令和 年 月 日 投票場所 不在者投票管理者職氏名 立会人氏名 ④ 不在者投票 (外封筒) 印 投票者氏名 ① ※投票場所の施設名及び室名まで記載して下さい。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 30%;">不在者投票事由</td><td>1・2・3・4・5</td></tr><tr><td>投票区</td><td>名簿登録番号</td></tr><tr><td></td><td style="text-align: center;">—</td></tr></table>	不在者投票事由	1・2・3・4・5	投票区	名簿登録番号		—
不在者投票事由	1・2・3・4・5						
投票区	名簿登録番号						
	—						

- ① 選挙人本人が署名すること。代理投票及び代理投票の仮投票の場合には、代理記載をした補助者が選挙人の氏名を記入すること。
- ② 代理投票の仮投票の場合にのみ代理して記載した補助者の氏名を記入すること。
(普通の代理投票の場合には、記載しないこと。)
- ③ 投票年月日、投票場所、不在者投票管理者職氏名を正確に記入すること。
(ゴム印、タイプ等でもよい。)(投票場所には、施設名及び室名を記載すること。)
- ④ 立会人の署名であること。(ゴム印、タイプ等によることはできません。)
- ⑤ 「鳴門市長選挙」、「鳴門市議会議員一般選挙」のいずれかを印刷しています。
- ⑥ 封筒の色は、市長選挙：あさぎ色、市議会議員選挙はピンク色を使用しています。

(様式 4)

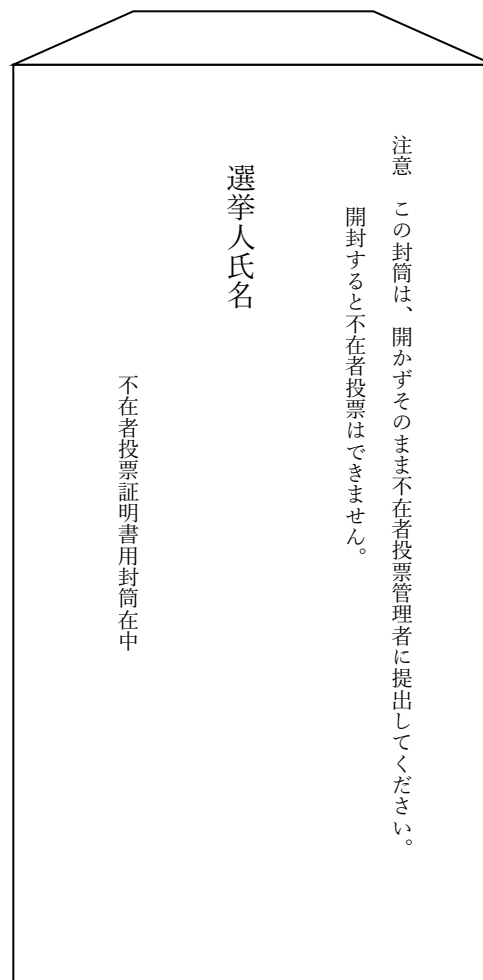
不在者投票証明書用封筒

裏



徳島県鳴門市選挙管理委員会 委員長 印

表



注意 この封筒は、開かずそのまま不在者投票管理者に提出してください。
開封すると不在者投票はできません。

選挙人氏名

不在者投票証明書用封筒在中

(様式5)

不在者投票証明書

選挙人の氏名	選挙人の 生年月日	投票をしようとする 病院、老人ホーム その他の施設の名称・ 住所	その他の事項	選挙
	明治 大正 昭和 平成 年 月 日生	都 道 府 県 郡 市 区 区 町 村 丁目 大字 番地		令和七年十一月二十三日 執行 鳴門市長及び鳴門市議会議員一般選挙

右のとおり証明する。

令和七年 月 日
徳島県鳴門市選挙管理委員会委員長

〇〇〇〇 印

(様式6)

投票用紙、不在者投票用封筒及び不在者投票証明書用封筒を入れる封筒

裏	表
鳴門市選挙管理委員会 委員長 ○ ○ ○ 委員長印	殿 この封筒は開かず、そのまま不在者投票を行う選挙管理委員会に提出し、委員会の指示を受けて投票を行ってください。 投票用紙・不在者投票用封筒及び不在者投票証明書用封筒在中

(様式7)

不在者投票に要した経費の請求書

令和 年 月 日

請 求 書

(宛先) 鳴門市長

請求金額 円

積算内訳 1,236 円 × 人 = 円

ただし、令和7年11月23日執行の鳴門市長選挙及び鳴門市議会議員一般選挙における不在者投票に要した経費(内訳別紙)として、上記のとおり請求します。

所在地 _____

施設名 _____

施設の長の氏名 _____

受取方法 口座振込

振込先	金融機関	銀行		支店			
	預金種別	1 普通	2 当座	口座番号			
	(フリガナ) 口座名義						

注:口座名義は正確に記入すること

この経費の受領者(上記口座名義人)が施設の長以外であるときは、下記委任状に記入してください。

委 任 状

上記請求にかかる金額の受領を

(委任者)

住所

に委任します。

氏名

○発行責任者及び担当者(押印を省略する場合は役職・氏名・電話連絡先を記載してください)

発行責任者(役職・氏名) _____ (連絡先) _____

担当者(役職・氏名) _____ (連絡先) _____

(様式7)

不在者投票に要した経費の請求書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

請 求 書

(宛先) 鳴 門 市 長

請求金額 14,832 円

積算内訳 1,236 円 × 12 人 = 14,832 円

ただし、令和7年11月23日執行の鳴門市長選挙及び鳴門市議会議員一般選挙における不在者投票に要した経費(内訳別紙)として、上記のとおり請求します。

所在地 〇〇市〇〇町〇〇丁目××

施設名 〇〇〇〇病院

施設の長の氏名 徳島 一郎

〇〇〇
〇
〇
院長

受取方法 口座振込

異なる場合は
委任状欄も記入
が必要です

〇 〇	銀行	△ △	支店
① 普通	2 当座	口座番号	1 2 3 4 5 6 7
ヨウホウジン △△カイ リジチョウ シヨク サブロー			

口座名義 医療法人 △△会 理事長 四国 太郎

注: 口座名義は

印鑑の押印を省略
する場合は「発行
責任者及び担当
者」の欄に記入が
必要です

この経費の受領者(上記口座名義人)が施設の長以外であるときは、下記委任状に

委 任 状

上記請求にかかる金額の受領を

(委任者)

医療法人 △△会 理事長 四国 太郎

住所 〇〇市〇〇町〇〇丁目××

に委任します。

氏名 徳島 一郎

〇〇〇
〇
〇
院長

〇発行責任者及び担当者(押印を省略する場合は役職・氏名・

印鑑の押印を省略する場合はこちらも記入してください

発行責任者(役職・氏名) 会計課長 鳴門 ◇◇

(連絡先) 〇〇〇-1234

担当者(役職・氏名) 経理担当係長 撫養 ◎◎

(連絡先) 〇〇〇-1235

※ 提出時には、別紙「内訳明細書」を必ず添付してください。

(様式8)

内 訳 明 細 書

ただし、令和7年11月23日執行の鳴門市長選挙及び鳴門市議会議員一般選挙における不在者投票に要した経費

不在者投票を行った 選挙人の合計				施設名 管理者名	
番号	不在者投票を行った 選挙人氏名	番号	不在者投票を行った 選挙人氏名	番号	不在者投票を行った 選挙人氏名
1		31		61	
2		32		62	
3		33		63	
4		34		64	
5		35		65	
6		36		66	
7		37		67	
8		38		68	
9		39		69	
10		40		70	
11		41		71	
12		42		72	
13		43		73	
14		44		74	
15		45		75	
16		46		76	
17		47		77	
18		48		78	
19		49		79	
20		50		80	
21		51		81	
22		52		82	
23		53		83	
24		54		84	
25		55		85	
26		56		86	
27		57		87	
28		58		88	
29		59		89	
30		60		90	
				91	
				92	
				93	
				94	
				95	
				96	
				97	
				98	
				99	
				100	
				101	
				102	
				103	
				104	
				105	
				106	
				107	
				108	
				109	
				110	
				111	
				112	
				113	
				114	
				115	
				116	
				117	
				118	
				119	
				120	

(様式 9)

依頼書

私は、令和7年11月23日執行の鳴門市長選挙及び鳴門市議会議員一般選挙の投票を(当病院、当老人ホーム、当施設)で行いたいのので、投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求していただくよう依頼します。

令和 7 年 月 日

様

選挙人住所

選挙人氏名

	明治			
生 年 月 日	大正	年	月	日生
	昭和			
	平成			

(代理記載人氏名)

※選挙人自ら記載することができない場合には、代筆者の氏名を記載してください。

(様式 10)代理投票一覧

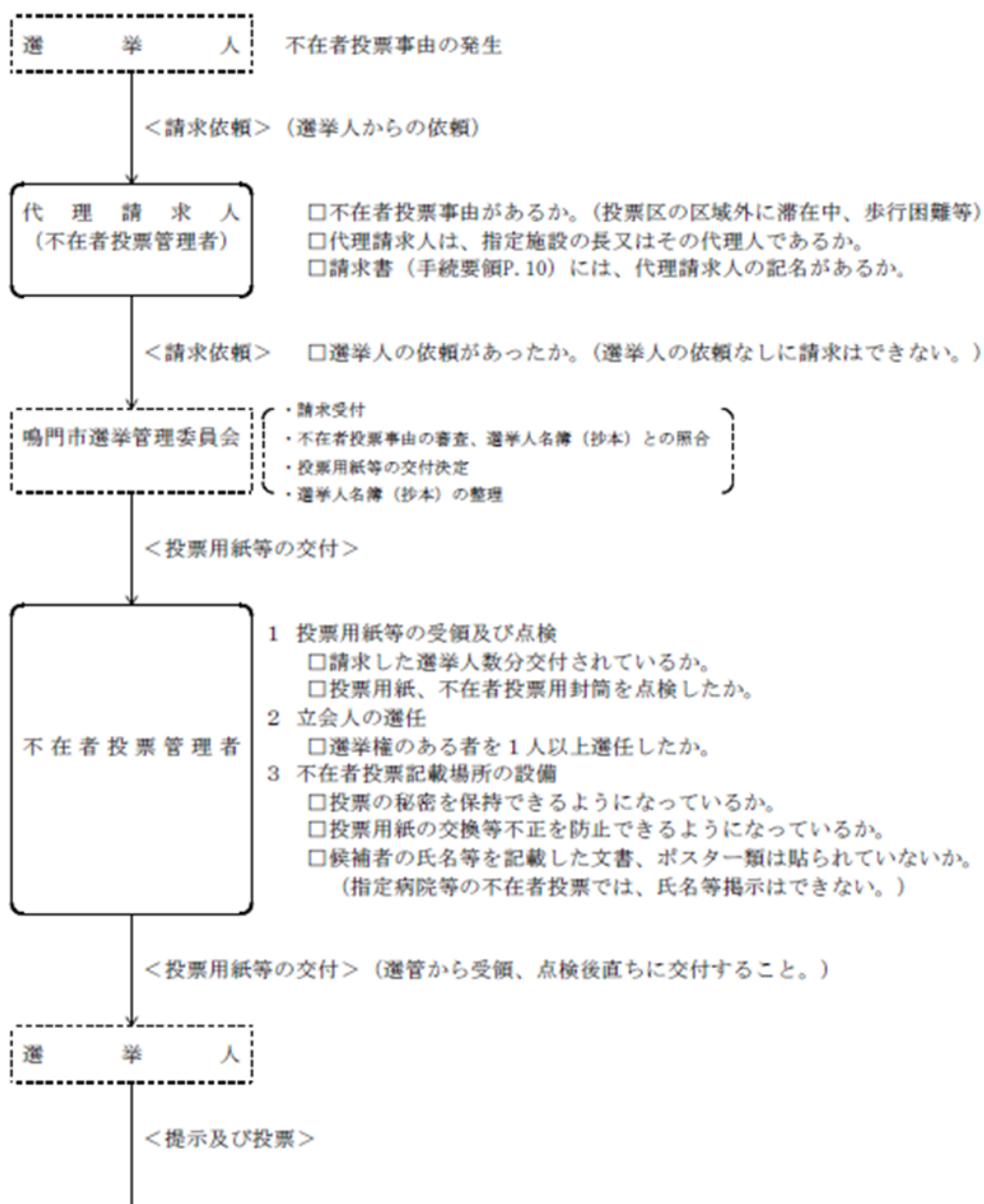
代理投票一覽

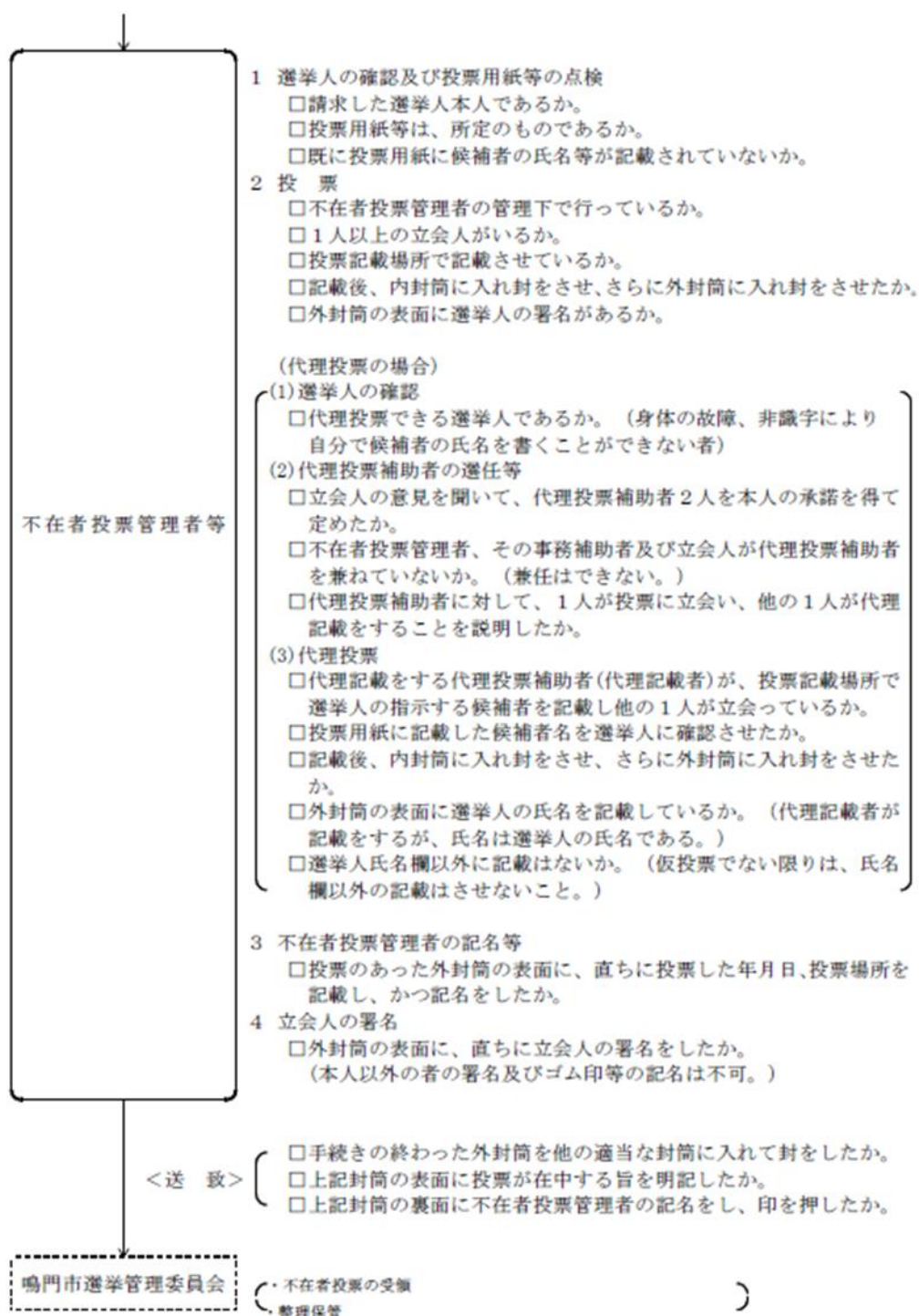
[illegible]

(注)代理投票の仮投票である場合は、備考欄に「仮投票」と記載すること。

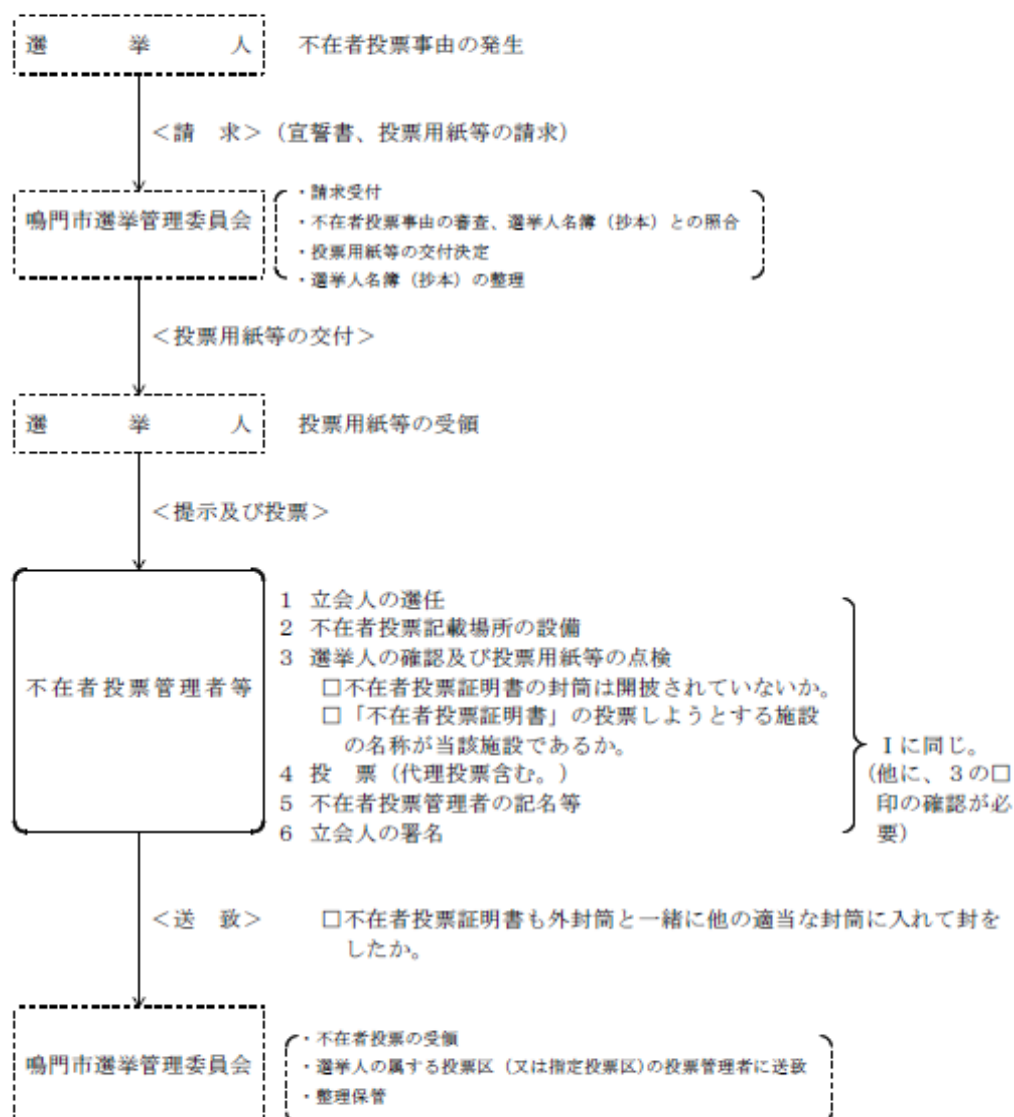
指定病院等における不在者投票のフロー等

I. 代理請求人の請求の場合





Ⅱ. 選挙人本人請求の場合



不在者投票用紙及び不在者投票用封筒の請求書兼宣誓書

私は、令和7年11月23日執行の鳴門市長選挙及び鳴門市議会議員一般選挙の当日、下記の事由に該当する見込みでありますから、不在者投票を において行いたいので、事実
に相違ないことを宣誓し、投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求します。

●	仕事等の場合	・仕事・学業・地域行事・本人または親族等の冠婚葬祭 ・その他等
●	用務等の場合	・用事または事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
●	病気等の場合	・疾病・負傷・出産・歩行困難・刑事施設等に収容
●	住所移転等の場合	・住所移転のため、他の市町村に居住
●	天災・悪天候の場合	・天災又は悪天候により投票所に到達することが困難

上記は真実であることを誓います。

令和 年 月 日

↓ご記入ください。

氏 名		生年月日	明・大 昭・平	年	月	日
現住所 投票用紙がお手元 に届く住所を記入	〒					
選挙人名簿に 記載されている 鳴門市の住所	(鳴門市での住所)					
連絡先 電話番号						

鳴門市選挙管理委員会委員長 殿

※ 下欄は選挙管理委員会が記入しますので、何も記入しないでください。

投票区	名簿番号	該当番号	整理番号	処理欄